

物品供給契約書

収入印紙

貼付

契約名	堺市立総合医療センターにおける感染制御情報システム調達									
品名	感染制御情報システム「ICONS21」									
数量	一式									
契約期間	契約締結日から平成30年11月30日									
納品場所	堺市立総合医療センター									
契約金額		千	百	十	万	千	百	十	円	
	¥									
	(うち取引に係る消費税額等 ¥ 円)									
契約保証金										

上記の物品について、地方独立行政法人 堺市立病院機構 を甲、
物品供給者 株式会社〇〇〇〇〇 乙として、次の条項により物品供給契約を締結する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 堺市西区家原寺町1丁1番1号
名所 地方独立行政法人 堺市立病院機構
代表者 理事長 門田守人

乙 住所
名称
代表者

(総則)

第1条 乙は、頭書の物品（以下「契約物品」という。）に関し、この契約書の定めるところにより、頭書の期限までにこれを納品しなければならない。

(関係法令の遵守)

第2条 乙は、この契約の履行にあたり、民法（明治29年4月27日法律第89号）その他関係する法令を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人等)

第3条の2 乙は、この契約の履行について、当該契約の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙がこの契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次のとおりとする。

(1) 乙は、堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

(2) 乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

3 甲は、乙が暴排条例に該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

(不当介入等に対する措置)

第3条の3 乙は、この契約の履行に当たり暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）から不当な介入（契約の適正な履行を妨げる妨害をいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

2 乙は、受任者又は下請負人が暴力団又は暴力団員から不当介入等を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、当該受任者又は下請負人に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

3 甲は、乙、受任者又は下請負人が前2項に規定する不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、乙が前2項の規定により適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(秘密の保持)

第4条 乙は、この契約の履行に関して知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が完了した後も同様とする。

(著作権の帰属)

第5条 この契約の履行により著作権が生ずるときは、当該著作権は、甲に帰属する。

(特許権等の使用)

第6条 乙は、契約物品の全部又は一部について、特許権その他第三者の権利が設定されている場合において、この契約の履行につき第三者から異議の申出があったときは、すべて乙の負担及び責任で解決しなければならない。

(運搬費の負担)

第7条 契約物品の納入に要する費用は、乙の負担とする。

(納品)

第8条 乙は、契約物品を納品したときは、品名、数量、単価、金額等を記載した納品書を添えて甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた日から10日以内に、契約物品の検査を行わなければならない。

(所有権等)

第9条 契約物品の所有権は、納品した時に、乙から甲に移転するものとする。

2 契約物品の所有権移転前に契約物品又は材料について生じた損害その他業務の施行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(契約代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項に規定する検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定により契約代金の請求を受けたときは、その日から起算して翌月末日まで契約代金を支払うものとする。

(契約内容の変更)

第11条 甲は、必要が生じたときは、乙と協議のうえ、契約物品の仕様、数量又は納品期限の変更を求めることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(納品期限の延期)

第12条 乙は、天災その他の不可抗力により、期限内に契約物品を納品できないときは、直ちにその理由を甲に通知し、納入期限の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の申出があったときは、その理由を審査し、正当と認めるときは、乙と協議のうえ、納入期限の延長日数を定めるものとする。

(延滞違約金の徴収)

第13条 乙は、期限内に契約物品の全部又は一部を納品しないときは、遅延部分に対する対価につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項に規定する財務大臣が指定する率を乗じて計算した額の延滞遅延金を支払わなければならない。ただし、前条第2項の規定により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(一般的損害)

第14条 乙は、この契約による債務の履行に際し、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(瑕疵担保)

第15条 乙は、調達物品の引渡し後1年間に、当該調達物品に隠れた瑕疵が発見されたときは、甲の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行できる見込がないとき。
 - (2) 本契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
 - (3) 本契約の履行にあたり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
 - (4) 契約の目的物の販売に関し、法令上の資格を要する場合において、その資格を喪失したとき。
 - (5) 破産、民事再生、会社更生、会社整理及び特別清算のいずれかの申立てをしたとき、又はこれらと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。
 - (6) 前各号のほか契約事項に違反したとき。
 - (7) 暴力団又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、違約金として契約代金の100分の10に相当する金額を徴収するものとする。
- 3 前項の違約金を徴収した場合であっても、甲は、契約解除により損害が発生したときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

(甲の任意解除権)

第17条 甲は、この契約において、その履行が完了しない間は、第16条第1項各号及び第16条の2第1項各号に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、甲乙協議のうえ定める。

(乙の解除権)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定により契約内容の変更を甲が申し出た場合において、契約金額が3分の2以上に減少するとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき理由により、この契約を履行できない状態が相当の期間にわたる場合であって、乙が重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反により契約物品を納入することが不可能になったとき。

(不正な行為等に係る賠償額の予約)

第19条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除にかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額の10分の2に相当する額に、当該契約金額についてその支払が完了した日から支払遅延防止法第8条の率で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条、第8条の2又は第20条の規定による排除措置命令（独禁法第2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に係るものを除く。）を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 独禁法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項（独禁法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第4項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。

(4) 本項第1号及び第2号に規定する審決に対して、乙が独禁法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(5) 乙又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると甲が認めるとき。

2 前項（第5号を除く。）の規定は、審決の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合に該当するときは、これを適用しないものとする。

3 第1項の規定は、甲に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、甲が乙に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約に関する紛争の解決)

第20条 この契約に関し、甲乙間に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(管轄の合意)

第21条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）、地方独立行政法人法施行令（第15号政令第486号）及び地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、堺市個人情報保護条例（平成14年堺市条例第38号。以下「条例」という。）第11条第2項の個人情報取扱事務の受託者として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(罰則の教示等)

第3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、在職中だけではなく退職後においても本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

2 受託者は、前項の周知の際に、本件業務に従事している者又は従事していた者が、条例第56条及び第57条の違反行為をしたときは、本条例により懲役又は罰金に処されること（各本条の規定は、条例第60条により、堺市の区域外においてこれらの違反行為をした者についても適用されることを含む。）を教示しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者又は従事していた者が、条例第56条及び第57条の違反行為をしたときは、条例第61条により、受託者に対しても、各本条の罰金刑が科されることを十分認識し、本件業務を処理しなければならない。

(収集の制限)

第4 受託者は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5 受託者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。又、発注者が必要と認めるときは、個人情報を取り扱う施設の実地調査を受けなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 委託者が指定した場所へ持ち出す場合又は委託者が事前に承諾した場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (4) 作業場所に、私用電子計算機、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (5) 個人情報を利用する作業を行う電子計算機に、個人情報の漏えいにつながると考えられる本件業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (6) 本件業務に着手する前に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施すること。

(返還、廃棄等)

第6 受託者は、本件業務を処理するために委託者から提供され、又は自らが収集した個人情報について、保有する必要がなくなった、又はこの契約が終了し、若しくは解除されたときは、委託者の指定した方法により、確実にかつ速やかに返還若しくは引き渡し又は消去若しくは廃棄しなければならない。

2 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際して委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 受託者は、本件業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面で委託者に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、本件業務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定に関わらず、事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他委託者が必要とする事項を記載した書面をもって申請し、委託者が事前に承諾した場合に限り、受託者は、本件業務の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に委託することができる。この場合において、受託者は、再委託先に対し、受託者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により、本件業務の一部を再委託したときは、その契約内容を速やかに書面で委託者に報告しなければならない。

(目的外の使用等の禁止)

第8 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を、本件業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告)

第10 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第11 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第12 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。